

都市建設委員会委員長報告書

令和5年3月22日

都市建設委員会に付託されました議案5件、陳情1件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第2号「消防団業務の「職務外」規定に関し、再度審議を求める陳情書」について報告します。

本件は、消防団業務の「職務外」規定は流山市消防団条例に違反する消防団の行為を許す結果となるものであるか否かその当否を審議し、消防団業務の「職務外」規定と流山市消防団条例第14条について、その整合性の考慮とその行為に伴う費用の発生に関し、流山市の財務会計に与える影響、効果の観点から流山市消防本部に対し、その費用処理の実態を明らかにするよう勧告することを求めるものです。

初めに、当局より、

流山市消防団条例第14条第8項に規定する「機械器具その他消防団の設備資材は、職務以外に使用しないこと」という文言の趣旨は、消防車やそれに使用する燃料費及び被服を私的に使用することを禁ずるものであり、地域の自治会等からの要請に応じた公益性を有する活動に使用することまで禁じているものではないと解釈しています。

また、財務会計上の費用の処理につきましては、公益を有する活動で使用した消防車やそれに使用する燃料費及び被服の費用の算定をすることは現実的ではなく、費用を算定したとしても、地域の要請に応じた活動に使用した消防車両やそれに使用する燃料費及び被服の費用を自治会等に請求することや消防車両、活動服などの被服を使用せずに活動することは考えていません。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

地域の自治会下の防災活動や消防団が地域防災のために自ら資機材を点検することは、公共性を有することは明らかと言えるのではないかと考える。また、自治会も消防団との関係性があるからこそイベント等へ

の参加を要請するものであって、良好な地域コミュニティを維持していく上で消防団の活動は今後も大いに期待する。

2 不採択の立場で討論する。

消防団の活動は、「公務」としての火災や水災害等の予防や現場の対応の他、「職務外」の活動ではあるが、地域の自治会等からの要請に応じた公益性を有する活動は、地域住民との交流に良い効果を与えていると考える。

がありました。

採決の結果、0対5をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第22号「令和5年度流山市土地区画整理事業特別会計予算」について報告します。

本案は、本市が施行する流山都市計画事業西平井・鱒ヶ崎地区一体型特定土地区画整理事業及び流山都市計画事業鱒ヶ崎・思井地区一体型特定土地区画整理事業に係る所要額を計上し、その財源として、清算金収入のほか、一般会計からの繰入金等をもって充て、歳入歳出予算総額を対前年度比6,783万1千円、60.5%減の4,435万9千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

令和5年度予算は、歳入として、分割納付の清算金が計上されていること。歳出として、環境影響評価事後調査が最終年度となること。また、土地区画整理事業に係る公債費の支払いが完了することが確認できた。区画整理事業の完了に向け進んでいることが確認できた。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号「令和4年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）」について報告します。

本案は、決算的見地から、土地区画整理事業において委託料及び工事請負費を減額し、歳入では繰入金の減額等、所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ400万円を減額し、1億819万円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号「令和5年度流山市水道事業会計予算」について報告します。

本案は、収益的収支では、収入を39億4,972万7千円、支出を33億9,298万7千円とするもので、資本的収支では、収入を8億7,172万円、支出を23億3,850万3千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

令和5年度予算編成は、昨年3月に策定した「流山市水道ビジョン」の実現に向けたおおたかの森浄水場の新設配水池の築造や、中央監視システム更新事業等の予算を積極的に計上しており、将来に渡って市民に対し安心、安全な水の提供を積極的に推進している。

2 賛成の立場で討論する。

令和5年度予算編成にあたっては、おおたかの森浄水場の配水池新設工事のため企業債を借入する予定であるが、償還額を上回る借入はせず、企業債残高は減少していくことがわかった。将来の堅実な経営に資する予算であることを確認した。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号「令和5年度流山市下水道事業会計予算」について報告します。

本案は、収益的収支では、収入を39億965万8千円、支出を37億9,362万9千円とするもので、資本的収支では、収入を17億7,175万5千円、支出を31億5,557万4千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

令和5年度予算編成にあたっては、今年度策定した「流山市下水道ビジョン」の実現に向け、令和6年度の既成市街地の下水道整備の概成に向けた予算計上を行い、また、水質浄化に向けた新たな取り組みとなる利根運河等水質改善モデル事業など、市民の生活環境の改善、公衆衛生の向上に向けた予算となっている。

2 賛成の立場で討論する。

市内には、管布設から50年を超える公共下水道施設が増えており、施設の更新等が急務とされている。安全面や衛生面からも大切な取り組みとなっている。

また、運動公園周辺地区の下水道整備についても千葉県と協力体制を取ることで事業計画通りの完成ができるものと大いに期待する。

このような問題を計画的、戦略的に対処していく予算となっている。がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第26号「令和4年度流山市下水道事業会計補正予算(第3号)」について報告します。

本案は、下水道事業費用において、当年度の江戸川左岸及び手賀沼流域下水道維持管理負担金の支払総額が県から通知され、予算に不足が生じることが判明したため、既決予定額に1億2,063万2千円を増額し、総額を37億8,277万6千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上